

平成28年11月21日
農林水産省 経営局
法務省 入国管理局
厚生労働省 職業安定局

「農業の担い手となる外国人材の就労解禁」に係る国家戦略特区
ワーキンググループからの指摘・確認事項について（回答）

標記について、下記のとおり回答します。

記

- 1 現在、3省間で議論を行っているところであり、結論を得るに至っていないが、議論のたたき台として農林水産省が作成したスキーム（案）については、別添1「農業支援外国人材受入事業（仮称）スキーム（案）」のとおり。
なお、当該スキームにおいて、3省間で相違のある主な論点としては、別添1別紙「農業支援外国人材受入事業（仮称）に係る3省で相違のある主な論点について」のとおり。
また、家事支援人材受入スキームとは異なる仕組みを検討している項目及びその理由については、別添2「農業支援外国人材受入事業（仮称）における家事支援人材受入スキームとの相違点等について」のとおり。
- 2 農業分野における外国人材の就労について、いわゆる「派遣方式」と「請負方式」とを比較した際の「派遣方式」に係るメリット等については、別添3「農業分野における「派遣方式」のメリット等について」のとおり。

以上